

# 第8回 熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

日 時：平成30年6月18日（月）  
午後6時30分～8時30分  
場 所：菊池恵楓園自治会ホール

## 次 第

### 1 開 会

### 2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ

### 3 議 題

#### （1） 中間報告書について

#### （2） 平成30年度における県の取組みについて

①健康づくり推進課 資料 1

②人権同和教育課 資料 2

#### （3） その他

今後の啓発のあり方・方向性について 資料 3、 4

### 4 閉 会



熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会  
中間報告書

平成30年6月

熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

## 目 次

### I 熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会について

1 本委員会設置の趣旨及び中間報告書作成の経緯 ······	1
2 委員会の目的及び活動状況 ······	1

### II 委員会での協議状況について

1 熊本県の取組状況の評価 ······	3
2 各界（医学、福祉、法曹、マスコミ、宗教）の取組状況の確認 ······	14

### III 今後の進め方について

1 県の取組状況の検討から見えてきた課題 ······	19
2 各界の報告を受けて ······	19
3 今後の委員会の在り方について ······	19

### IV 参考資料

・熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会設置要項 ······	20
・熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会委員一覧 ······	22
・啓発事業実施に係る参加者アンケートの概要 ······	23

## I. 熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会について

### （1）本委員会設置の趣旨及び中間報告書作成の経緯

- ・ 熊本県では、2011(平成23)年1月、熊本県「無らい県運動」検証委員会を設置し、計8回の委員会での検討を経て、『熊本県「無らい県運動」検証報告書』(以下「検証報告書」という。)を取りまとめた。
- ・ 検証報告書では、本県に対して、『検証報告書において示された検証から導き出される教訓が熊本県および県民によっていかに生かされ、実現されているかを検討し、その検討結果の実現に向けた道筋等を明らかにする』(検証報告書 P354)目的で、委員会の設置を提言。
- ・ 当該提言を受け、平成27年3月23日に「熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」を設置した。
- ・ 第1回の委員会において、概ね5年を目途に委員会での検討内容をとりまとめて公表することに加え、ハンセン病療養所入所者等当事者の高齢化も考慮し、5年という区切りにこだわらず、検討の進ちょく状況に応じて取りまとめを行うこととしたため、これまでの検討状況を中間報告書として整理を行ったものである。

### （2）委員会の目的及び活動状況

#### （1）設置目的

熊本県が関係各界と連携して取り組むべき、ハンセン病問題の啓発等に関する基本的方向やあり方等を検討する。

#### （2）協議（検討）事項

- ① 本県の取組状況の検討
- ② 各界（医療界、福祉界、法曹界、マスコミ、宗教界）の取組状況の確認

(3) これまでの開催状況（概ね年2回を目途に開催）

回	日時	場所	協議テーマ
第1回	H27.3.23（月） 午後6時 ～午後7時半	菊池恵楓園 自治会ホー ル	・推進委員会設置の趣旨説明 ・委員長選出 ・委員会スケジュール
第2回	H27.9.25（金） 午後6時半 ～午後8時半	菊池恵楓園 自治会ホー ル	・医学界からの報告 ・県の取組状況報告
第3回	H28.3.8（火） 午後6時半 ～午後8時半	菊池恵楓園 自治会ホー ル	・福祉界からの報告 ・県の取組状況報告
第4回	H28.9.20（火） 午後6時半 ～午後8時半	菊池恵楓園 自治会ホー ル	・法曹界からの報告 ・県の取組状況報告
第5回	H29.3.8（水） 午後6時半 ～午後8時半	菊池恵楓園 自治会ホー ル	・マスコミの報告 ・県の取組状況報告
第6回	H29.10.2（月） 午後6時半 ～午後8時半	菊池恵楓園 自治会ホー ル	・宗教界からの報告 ・県の取組状況報告
第7回	H30.3.20（火） 午後6時半 ～午後8時半	菊池恵楓園 自治会ホー ル	・中間報告について ・県の取組状況報告

## II 委員会での協議状況について

### 1 熊本県の取組状況の評価

#### (1) 健康づくり推進課

##### ①菊池恵楓園訪問事業「菊池恵楓園で学ぶ旅」（平成 16 年度～ 毎年実施）

###### ■事業概要

###### ○目的

県民が菊池恵楓園を訪問し、施設見学やハンセン病の歴史を学ぶとともに、入所者との交流の機会を通してハンセン病問題に対する正しい理解を深める。

###### ○対象

一般県民（学校への周知やホームページ等での案内により募集）

###### ○実施内容（平成 29 年度は 7 月 25 日、10 月 12 日に実施）

- ① 施設見学（監禁室、社会交流会館、火葬場跡、北側コンクリート壁、納骨堂等）（120 分程度）
- ② 交流会（入所者代表（志村自治会長、太田副会長）の講話を聞いた後、質疑応答等の意見交換（60 分程度）

###### ○参加実績

- ・平成 27 年度 187名
- ・平成 28 年度 257名
- ・平成 29 年度 199名

###### ■事業の成果

参加者への事後アンケートでは、

- ・ 菊池恵楓園で実際使用されていた監禁室などを見学したり、入所者の話を聞いて、ハンセン病問題に関する理解が深まった。
- ・ ハンセン病問題について周囲にも伝えていきたい。
- ・ フィールドワークを通して、五感で感じることができ、大変貴重な体験だった。等の、ハンセン病問題への認識や理解の促進、意識の喚起となったという意見が聞かれた。

## ■委員会からの意見等

- ・ 教職員の参加は多いが、児童・生徒の参加が少ない。工夫が必要ではないか。
- ・ 高校生が見学する際は、県教育委員会も参加し、普及・啓発の方法について一緒に議論することで、より深い啓発ができるのではないか。

## ■意見に対する対応

児童・生徒が参加しやすいよう、実施時期を夏休み期間に設定するとともに、より参加の機会を確保できるよう、平成29年度からは時期を2回に分けて実施している。

## ■今後の課題

- ・ 教育関係者の参加は多いが、一般の方々の参加が少ないとため、開催日や周知方法など実施方法の更なる工夫が必要。
- ・ 市町村や企業等の人権教育担当者等にも参加してもらえるよう、周知方法も含めた働きかけの工夫が必要。

## ②熊本県ハンセン病医療・福祉研修会（平成28年度～ 毎年実施）

### ■事業概要

#### ○目的

退所者が、園外の医療・介護施設をより利用しやすくなるための環境を構築するため、ハンセン病の医学・看護・介護等に関する専門的な研修を行う。

#### ○対象

医療、看護及び介護分野の従事者・経営者等

#### ○実施内容

菊池恵楓園で診療や介護にあたっている医師や介護職員等から具体的な後遺症の症状や介護の留意点について講義。また、退所者の体験談等の講話を実施。

(H29年度のカリキュラム 平成30年3月3日実施)

- ① ハンセン病問題啓発DVDの上映(15分)
- ② 社会交流会館見学(30分)
- ③ ハンセン病の成因と後遺症に関する講義(30分)
- ④ ハンセン病回復者に対する介護に関する講義(30分)
- ⑤ 退所者(ひまわりの会・中会長)からの講話(30分)

#### ○参加実績

- ・平成28年度(医療編と福祉編の2回実施)  
57名(うち医療32名、福祉25名)
- ・平成29年度(医療・福祉研修会として1回実施)  
49名(うち医療11名、福祉24名、一般14名)

#### ■事業の成果

事後の参加者アンケートでは

- ・ 医療機関に勤めていながらハンセン病のことを知らなかつたので、後遺症等についての理解が深まつた。
- ・ 職場でも今回の研修成果を共有したい。
- ・ 菊池恵楓園の近くに住んでいながら知らないことが多く、参加できてよかつた。
- ・ 知らないことは罪深く、正しい知識を持つことが重要だと思った。
- ・ これからも研修会を続けて欲しい。

といった意見が寄せられ、研修の成果がみられたとともに、医療・福祉関係者であつても、ハンセン病問題の意識啓発が決して十分ではないことが分かつた。

#### ■今後の課題

- ・ 専門的知識も含めた理解促進のために研修内容をより充実させることが必要。
- ・ 医師の更なる参加を促すよう、多くの医師が参加する研修会等の機会を捉えて、当該研修会についての更なる周知を図ることが必要。
- ・ 医療・介護・福祉関係の参加者の職種(例えば医療ソーシャルワーカーなど)をもっと広げることが必要。

### ③熊本県ハンセン病問題啓発フォーラム(随時開催、第1回は平成28年度実施)

#### ■事業概要

##### ○目的

広く県民を対象として、ハンセン病に対する差別と偏見を解消し、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発を図る。

##### ○実施内容

平成28年11月20日開催(於:ホテル熊本テルサ)

- ① 小中学校及び大学でのハンセン病問題啓発への取組状況の発表
- ② ハンセン病回復者と家族によるリレートーク
- ③ シンガーソングライターによる歌の弾き語り

##### ○参加実績(平成28年度)

参加数 約150名

#### ■事業の成果

事後の参加者アンケートでは、

- ・ 勉強不足の認識と、学び続ける必要性を認識した。
- ・ 子ども達(小中学生)の発表に感銘を受けた。
- ・ ハンセン病回復者の家族の方が差別を受けていることを初めて知った。
- ・ 入所者の方の生の声を聞き、本当に胸に響いた。これからもお話を聞く機会があつたら是非聞きたい。

と言った意見があり、フォーラム開催による啓発効果がみられたとともに、県民の中には、ハンセン病やハンセン病問題についてよく知らない方も少なくないことが分かった。

#### ■今後の課題

- ・ 平成30年度に2回目のフォーラムを開催予定。
- ・ なお、平成28年度に開催の際は、フォーラムの周知方法等に課題が残ったため、教育委員会等とも連携しながら、子ども達を含めたより多くの参加を得るような工夫が必要。

## ④ハンセン病問題啓発パネル展（毎年実施）

### ■事業概要

#### ○目的

多くの県民が利用する施設等において、ハンセン病問題の啓発パネル等を展示し、ハンセン病に対する差別・偏見を解消する。

#### ○実施内容

- ・ 県庁新館ロビーや地下通路展示ケースに、ハンセン病問題の啓発パネルを設置。
- ・ 熊本市街地の「くまもと県民交流館パレア」ロビーにおいて展示を実施。
- ・ 平成29年度の県庁地下通路展示では、療養所で入所者が使っていた生活用具や宿泊拒否事件の際に送られてきた手紙等の展示も行った。

### ■事業の成果

展示スペースに設置したアンケートでは、

- ・これまで、ハンセン病問題に関するパネルを見る機会が少なかったので、今回の展示によって問題への認識が深まった。
- ・二度と繰り返してはいけない過去を学んだ。
- ・国・地方自治体は差別解消に、もっと真剣な取り組みが必要。
- ・自分なりに調べて同僚に伝えたい。

といった意見が多くあった。

### ■今後の課題

- ・パネル展示だけではなく、より理解と関心を深めるための展示内容の工夫が必要。
- ・問題を認識してもらう機会を増やすために、展示場所や展示回数などの更なる検討が必要。

## ⑤ハンセン病問題普及啓発リーフレットの作成

### ■事業概要

#### ○目的

ハンセン病問題を広く周知啓発するため、啓発資材を作成する。

#### ○事業内容

- ・ リーフレット「ハンセン病を正しく理解しましょう」を作成し、市町村・公立及び私立高等学校(1年生全員分)等に配布。
- ・ 毎年度、内容を更新するほか、入所者が描いた絵画を菊池恵楓園に選んでもらい、表紙に採用している。

#### ○配布実績

- ・平成27年度 60,000部 (学校23,160部、市町村等25,700部)
- ・平成28年度 40,000部 (学校22,710部、市町村等15,450部)
- ・平成29年度 45,000部 (学校23,230部、市町村等15,450部)

### ■事業の成果

内容が簡潔で分かりやすいため、学校現場での配布に加え、市町村の人権学習や、退所者が地域で講演を行う際の資料としても活用されている。

### ■委員会からの意見等

- ・ 他県のものと比較すると見やすくて、分かりやすい。積極的に活用してほしい。
- ・ リーフレットを読んで更に詳しく知りたいと思う人に対する情報提供として、菊池恵楓園内にある社会交流会館についての案内も掲載したらよい。

### ■意見に対する対応

平成29年度作成のリーフレットに、新たに菊池恵楓園内にある社会交流会館についての案内を追記し、歴史的な資料の展示について周知を図った。

### ■今後の課題

- ・ ハンセン病問題の理解をより促進できる内容へ更新するため、リーフレット送付先での活用状況や記載内容に関する意見を聞く機会の確保が必要。
- ・ 子ども達に気軽に読んでもらえるような簡易版などの作成の検討も必要。

## (2) 人権同和教育課

### ①若手教職員のための菊池恵楓園現地研修（平成27年度～）

#### ■事業概要

##### ○目的

若手教職員が菊池恵楓園での現地研修を通して、ハンセン病回復者等の人権についての基本的認識を深め、人権教育の推進に向けた資質の向上及び実践的指導力を高める。

##### ○対象

熊本市を除く公立小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の、主に教職10年経験程度までの教職員

##### ○実施内容

- ① 入所者代表(志村自治会長、太田副会長)の講話(60分程度)
- ② 施設見学(監禁室、社会交流会館、火葬場跡、北側コンクリート壁、納骨堂等)(120分程度)

※参加者は、事前学習として、合志市が菊池恵楓園の協力で制作した「ハンセン病問題啓発DVD」(以下「啓発 DVD」という。)を視聴。また、研修後の各学校における伝達研修を義務付け。

##### ○参加実績

- ・平成27年度 120名
- ・平成28年度 174名
- ・平成29年度 173名

#### ■事業の成果

- ・各年度とも、参加者アンケートの結果、満足との回答度が95%以上あった。
- ・各学校において伝達研修を行うことで、すべての教職員のハンセン病回復者等の人権についての基本的認識が深まり、実践的指導力が高まった。

#### ■今後の課題

- ・参加者がハンセン病回復者等の人権について更に基本的認識を深め、実践的指導力を高めるため、研修内容等の工夫が必要。

- ・ よりきめ細やかな研修とするには、1回当たりの参加者数が多くなりすぎないよう調整が必要。

## ②ハンセン病回復者等の人権に関する校内研修（平成27年度～）

### ■事業概要

#### ○目的

ハンセン病回復者等の人権についての教職員の基本的認識を深めるとともに、実践的指導力を高める。

#### ○対象

熊本市を除く公立小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の全教職員

#### ○実施内容

県内各公立学校、市町村教育委員会等に配付した啓発DVDを活用した研修の実施。

※配布数 580セット

※配付先 合志市、熊本市を除く県内各公立学校、市町村教育委員会等  
(合志市内への公立学校には合志市より別途配布済)

#### ○実績

- ・ 平成27年度には啓発DVDを活用した研修をすべての学校で実施。
- ・ 平成28・29年度においては、新規採用者等の啓発DVD未視聴者の研修を実施。
- ・ 啓発DVDと併せて若手教職員が現地研修後に作成した研修資料等を活用し、各学校の実態に応じた校内研修を実施。

### ■事業の成果

ハンセン病回復者等の人権について教職員の基本的認識を深め、実践的指導力を高めることができている。

### ■委員会からの意見等

- ・ 教員への成果、学校での変化等、成果について深く掘り下げる必要がある。
- ・ 研修で気づいた体験を教育力向上につなげるような方策が必要。
- ・ 現地研修は教師がパターナリスト(※)にならないための教育の力を養うと考える。
- ・ 学校現場での教育のため、教師の人材育成が重要。
- ・ 研修を受けた後は、報告を行うだけではなく、議論することが有効と考える。
- ・ 受け身の座学以外に自主的な議論が必要。

※パターナリストとは、強い立場にある者が、弱い立場にある者の利益のためだとして、本人の意志は問わずに介入・干渉・支援する人のこと。

## ■意見に対する対応

ハンセン病回復者等の人権についての基本的認識を深め、実践的指導力を高めるため、校内研修において教職員同士がお互いに教育実践上の課題や情報を交流し合うことのできるOJT(On the Job Training) の充実を指導している。

## ■今後の課題

今後も各学校においてハンセン病回復者等の人権についての基本的認識を深め、実践的指導力を高めるため校内研修を継続的に実施するよう指導していくことが必要。

## ③地域人権教育指導員研修会（平成29年度）

### ■事業概要

#### ○目的

県内市町村における人権教育を推進する地域人権教育指導員に対して、ハンセン病回復者等の人権についての基本的認識を深め、人権教育の推進に向けた資質の向上を図る。

#### ○対象

市町村の地域人権教育指導員

#### ○実施内容

菊池恵楓園での現地研修

- ① 入所者代表(太田自治副会長)の講話(60分程度)
- ② 施設見学(監禁室、社会交流会館、火葬場跡、北側コンクリート壁、納骨堂等)(120分程度)

#### ○参加実績

参加者数 20名

### ■事業の成果

- ・ 参加者アンケートの結果、研修満足度が90%以上あった。
- ・ 地域人権教育指導員のハンセン病回復者等の人権についての基本的認識を深め、資質の向上を図ることができた。

## ■今後の課題

各地域の人権教育・啓発を進めるためには、今後もハンセン病回復者等の人権をはじめとする様々な人権問題に対して基本的認識を深め、資質の向上を図ることが必要。

## ④PTA等リーダー研修会（平成28年度）

### ■事業概要

#### ○目的

県内のPTA等のリーダーを対象として、ハンセン病回復者等の人権をはじめとする様々な人権問題についての基本的認識を深める。

#### ○対象

各PTA連合会会長、副会長、理事 等

#### ○実施内容

参加体験型研修(60分程度)

ハンセン病問題に関する事象をモデル化・単純化し、それを擬似体験することで問題点を明らかにするとともに、学習者が実感として認識する内容。

#### ○参加実績

参加者数 59名

### ■事業の成果

研修会実施後のアンケートでは、

- ・ハンセン病回復者等の人権についての基本的認識が深まった。
- ・人権教育を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりが大切と感じた。

といった意見が寄せられ、研修の効果がみられ、理解が進んだことが分かった。

### ■今後の課題

PTA等のリーダーに対して各地域における人権教育に取り組んでいただくよう、更に働きかけることが必要。

## ⑤学校教育及び社会教育における人権教育に関する研修会（平成28年度～）

### ■事業概要

#### ○目的

学校教育及び社会教育における各種研修会において、ハンセン病回復者等の人権をはじめとする様々な人権問題についての理解と認識を深める。

#### ○対象

教職員(5年目教職員、中堅教職員、教頭 等)、社会教育関係者 等

#### ○実施内容

人権同和教育課職員が学校教育及び社会教育における研修を実施。

### ■事業の成果

ハンセン病回復者等の人権をはじめとする様々な人権問題についての理解と認識を深めることにつながった。

### ■委員会からの意見等

- ・生徒が菊地恵楓園に来て、肌で感じることが、人権教育に効果があると考える。
- ・優れた学校の取組みを各学校に周知することが必要。

### ■意見に対する対応

ハンセン病回復者等の人権をはじめとする様々な人権問題を題材とした指導事例や授業実践例及び参考資料等を県教育委員会ホームページで資料提供し、指導方法等の工夫・改善を進めるよう指導している。

### ■今後の課題

ハンセン病回復者等の人権をはじめとする様々な人権問題についての更なる理解と認識を深める研修内容等の工夫が必要。

## ⑥教育庁職員人権問題研修会（平成27年度）

### ■事業概要

#### ○目的

教育庁職員がハンセン病回復者等の人権をはじめとする様々な人権問題についての理解と認識を一層深める。

#### ○対象

教育庁全職員

#### ○実施内容

啓発DVDを活用した職場内研修の提案

#### ○参加実績

参加者数 505名（ほぼ全職員）

### ■事業の成果

教育庁職員のハンセン病回復者等の人権についての基本的認識を深めることができた。

### ■今後の課題

教育庁職員のハンセン病回復者等の人権をはじめとする様々な人権問題についての理解と認識を深めるような研修内容等の工夫が必要。

## 2 各界（医学、福祉、法曹、マスコミ、宗教）の取組状況の確認

テーマ	医学界の取組みについて
報告者	小野友道 熊本機能病院顧問 医学博士 ※当委員会委員 野上玲子 国立療養所菊池恵楓園副園長
報告内容 (H27. 9. 25)	<p>■医学教育の現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本人新規患者発生は、年間ほぼゼロの状態が続いている。殆どの皮膚科教授がハンセン病を診察したことが無く、ハンセン病の講義も多くない。従って、ハンセン病の診断ができる皮膚科医は10人程度である。これらを鑑み、日本ハンセン病学会・日本皮膚科学会では、ハンセン病の医療充実に向けた講習会を毎年開催している。ハンセン病の診断治療技術並びに社会的側面についての講義である。なお、回復者にも講師をお願いしている。</li> </ul> <p>■熊本大学の取組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医学部1年生次の早期社会体験学習（1グループ1週間、菊池恵楓園で実習）、3年次にハンセン病の授業、4年次に骨格標本問題に関連して生命倫理の枠で菊池恵楓園を訪問学習する時間を確保している。</li> </ul> <p>■終末期を迎える退所者の受診に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>退所者が終末期を迎え、医療・看護・介護が必要になった際、園外の施設で抵抗無く受け入れられることが重要であり、人材教育の取組みが重要。</li> </ul>
委員からの意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハンセン病講習会の受講者245名に対し、ハンセン病を確定診断できる医師は10名程しかいないことについて質問。 → 報告者から、受講者はハンセン病の基礎知識を学んでいる状態であり診断ができるレベルではないとの説明があった。</li> <li>熊大でのハンセン病と関係した歴史を反省した取組みについて質問。 → 報告者から、平成13年頃から1年生の早期社会体験学習をカリキュラム化したことの説明があった。</li> </ul>
課題とそれに対する県の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関や福祉施設に対し、ハンセン病問題への意識啓発が必要である。</li> <li>ハンセン病療養所を退所された方々の園外での終末期医療・終末期ケアに対する不安解消のため、ハンセン病特有の後遺症に対する治療・介護についての知識の普及が必要。</li> <li>上記意見を踏まえ、県では、平成28年度から医療・介護・福祉関係者を対象とした研修会を実施。</li> </ul>

テーマ	福祉界の取組みについて
報告者	紫藤千子 一般社団法人熊本県社会福祉士会理事（当時）
報告内容 (H28. 3. 8)	<p>■社会福祉士会等の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ソーシャルワーカー4団体で構成する社会福祉専門職団体協議会は、ハンセン病問題の真相究明のための被害実態の聞き取り調査に参加。熊本県社会福祉士会も調査に協力したことを契機に、ハンセン病療養所退所者等に対する支援活動を開始。</li> <li>2003年から「ハート相談センター」を設置し退所者等を支援している状況や、熊本県内でも、熊本県社会福祉士会が支援を続けていることを報告。</li> <li>その他の活動として、2010年4月からは、熊本市と退所者の意見交換会に参加。また、熊本市が開催する退所者の方の特別相談窓口に相談員として参加するなど、より積極的な支援を行っていることを報告。</li> <li>退所者からの相談内容としては、介護保険・障がい者の制度・サービス利用等の他、高齢化に伴う成年後見制度利用についての相談も多いことが紹介された。</li> </ul>
委員からの意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>退所者が、社会生活の中で人生を歩んでいくよう、専門家の方達の協力が必要。介護保険の認定の際、現在の認定基準にはハンセン病の後遺症（四肢の感覚麻痺から生じる日常生活への支障）が反映されないため、ハンセン病の方は低く判定されている懸念があるので、ハンセン病に関して特に知識のある人が認定に関わる必要がある等の意見があった。</li> <li>退所者から社会福祉士に相談が少ないのでコーディネートする人がいないからではないかとの質問。 → 報告者から、ハンセン病問題に詳しい社会福祉士等の育成と活用が必要という説明が行われた。</li> </ul>
課題とそれに対する県の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉士自身がハンセン病問題に関する認識が十分でない現状がある。社会福祉士会として研修を実施し、啓発を行っていく必要がある。</li> <li>ハンセン病療養所退所者からの相談がまだ少ない。今後の相談体制の整備が必要。</li> <li>県では、上記の意見等を踏まえ、療養所退所者の社会生活を支援する社会福祉士等への啓発を行うため、平成28年度からハンセン病医療・福祉研修会を開催。県社会福祉士会からも会員に参加を呼びかけてもらっている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉士の受講実績 平成28年度：3名 平成29年度：6名</li> </ul> </li> </ul>

テーマ	法曹界の取組みについて
報告者	国宗直子 熊本県弁護士会 弁護士
報告内容 (H28. 9. 20)	<p>■平成 28 年における法曹界のハンセン病に関する動き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最高裁の特別法廷問題に関する調査報告書提出の状況を説明。最高裁が差別的な姿勢を取り、偏見・差別の助長に加担してきたことを認めて謝罪したことなどが報告された。</li> <li>ハンセン病家族訴訟の状況を説明。 平成 28 年 2 月 15 日にまず 59 人、3 月 29 日に 509 人を追加して提訴されていることが報告された。</li> </ul> <p>■弁護士会の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>九弁連大会が佐賀で開催され、熊本県弁護士会の発案で、「ハンセン病特別法廷の司法の責任に関する決議」を提案することを報告。</li> <li>日弁連の取組みとして、特別法廷についてシンポジウムを開催することを紹介。</li> </ul>
委員からの意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別法廷について、最高裁が違憲だと踏み込まなかった理由について質問。 → 報告者からは、推測として、憲法判断を直接的にすべきではない、憲法判断することで、個々の事件に影響を与えるべきではないという謙抑的な姿勢があったのではないかと説明。</li> <li>最高裁の特別法廷問題に関する調査報告書について、最高裁が調査報告書を出しあわびしたことは非常に評価できるが、時期が遅すぎたといった意見があった。</li> </ul>
課題とそれに対する県の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハンセン病に関する偏見・差別は、患者・回復者に対してだけでなく、その家族に対しても大きな偏見・差別があるため、家族に対する偏見・差別の解消についても取り組む必要がある。</li> <li>県では、上記の意見等も踏まえ、平成 28 年度の熊本県ハンセン病フォーラムにおいて、回復者と家族によるリレートークを行い、家族に対する差別や偏見の問題についても、周知を行った。</li> </ul>

テーマ	マスコミの取組みについて
報告者	泉潤 熊本日日新聞社社会部部長（当時、現論説委員）
報告内容 (H29. 3. 8)	<p>■新聞報道の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>熊日の報道では、「かわいそうな人たち」「同情の対象」としてハンセン病問題を取り上げていた時期もあったが、現在は、菊池恵楓園を直接訪れて取材し、園内の現状やハンセン病が不治の病でなくなったこと、また、元患者の社会復帰が困難な理由についても紹介していることを報告。</li> <li>ハンセン病問題を正しく理解してもらうため報道してきたが、宿泊拒否事件が起こり、報道がきちんとした理解を促すことができていなかつたことを反省したという報告があった。</li> <li>また、当事者の声を聞いて、タブーにせずに、社会にある偏見差別ときちんと対峙し、向き合うという姿勢をマスコミが示すことの必要性や、当事者の人たちはなかなか声も上げずに沈黙していくという状況が続いてしまうことへの危惧が述べられた。</li> </ul>
委員からの意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハンセン病問題に関する大きなトピックを定期的に記事にすることで、報道の機会が増え、人々の理解が深まるのではないかといった意見があった。</li> <li>匿名で発信できるインターネットは、建前に対する「本音のようなもの」が溢れ出やすい懸念があり、そういう風潮が大きく暴れだすことへの懸念が述べられた。</li> <li>報道関係者が、今後、強いジャーナリズム精神を守っていくため、自分たちの中でも検証する仕組みが必要ではといった意見や、高校や大学での人権教育への取り組みについて、メディアと連携すると非常に効果が大きいのではないかといった提案がなされた。</li> </ul>
課題とそれに対する県の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの記者が勉強し、特に当事者の方と向き合って、社会問題に向き合う姿勢を示すことが重要。</li> <li>インターネットが大きな影響力を持つため、教育現場の中でマスコミも手伝って、きちんと若い人たちの理解を助ける活動が必要である。</li> <li>県では、上記の意見等も踏まえ、ハンセン病問題啓発の様々な取組みについて、より多くの報道機関に周知を図ってもらうよう、その都度、報道資料の提供を行っている。今後も、報道資料の内容や提供のタイミング等を工夫しながら実施する。</li> </ul>

テーマ	宗教界の取組みについて
報告者	藤井慶峰 曹洞宗 法泉寺 住職
報告内容 (H29.10.2)	<p>■宗教における取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>はじめに、曹洞宗で制作したハンセン病問題啓発ビデオを視聴。</li> <li>宗教の世界でも、過去においては、病気やけが、様々な身体的、精神的障がいを持つ人に対して、過去世の悪業の報いによる結果だとして諦めを説き、偏見と差別の助長や、差別を正当化する結果となっていたことを報告。</li> <li>ハンセン病に対しても、同様に悪業の報い、あるいは天罰による病気として説いてきた歴史があったとの報告。</li> <li>現在は、過去のそういった差別助長を反省し、ハンセン病問題では、国や行政と同じく加害者であったという立場で啓発活動に取り組み、各地の療養所への訪問による祈祷や供養を行っていることを報告。</li> </ul>
委員から の意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホテル宿泊拒否事件に対する、教団（曹洞宗）の対応についての質問。 → 報告者からは、ホテルに対して抗議文を送付したとの回答があった。</li> </ul>
課題とそ れに対す る県の対 応	<ul style="list-style-type: none"> <li>かつて、各佛教教団が政府の求めに応じて療養所で入所者へ対しては諦めを説き、一般の方に対してはハンセン病は隔離すべきと説いてきた点については責任を問われる立場であるため、宗教界においても啓発活動を更に推進し、療養所入所者が高齢化する中で、その方々が安心して故郷に帰れるようにすることが必要である。</li> <li>県では、上記の意見等も踏まえ、今後も県民へのハンセン病問題への意識啓発について、様々な角度から取り組んでいく。</li> </ul>

### Ⅲ 今後の進め方について

#### 1 県の取組状況の検討から見えてきた課題

県では、菊池恵楓園訪問事業「菊池恵楓園で学ぶ旅」や「ハンセン病問題啓発フォーラム」、「若手教職員のための菊池恵楓園現地研修」など様々な啓発事業を実施しており、参加者アンケートでは、ハンセン病問題への認識や理解の促進・問題意識の喚起となっている等の意見が多く聞かれるなど、一定の効果がみられている。

一方、前述までの県の取組状況の中で今後の課題として掲げたとおり、参加者の幅を広げ、実施効果を高めるため、研修内容や時間数、開催時期や周知方法等事業の見直しに取り組む必要がある。

更に、県の啓発事業について大きな役割を担っていただいている入所者の方々の高齢化にも配慮しつつ、将来を見据えた事業を検討していくなければならない。

また、改修が予定されている菊池恵楓園内の社会交流会館の更なる活用や、合志市や国とともに検討している菊池恵楓園の将来構想に向けた取組みなど、今後とも、入所者自治会を始めとする関係団体と連携を図りながら、効果的な実施に向けて事業を円滑に進めていくことが重要である。

#### 2 各界の報告を受けて

医療界、福祉界など各界の取組状況の確認から見えてきた課題に対して、県として取組みができるものについては、すでに取組みが始まっている。

例として、医療界・福祉界からの報告で明らかになった、ハンセン病療養所を退所された方々の園外での終末期医療・終末期ケアに対する不安解消の課題に対して、県は新たに医療・福祉関係者を対象とした研修会を実施し、医療・介護・福祉関係者に対してハンセン病の後遺症に係る専門的な知識の普及等を進めている。

このように、今後も、各界における新たな取組みや課題など検討すべき事項が出てきた場合には、委員会で協議を行い、各界や県に提言を行っていく。

#### 3 今後の委員会の在り方について

これまでの県や各界の取組みについての検討で見えてきた課題並びに菊池恵楓園及び入所者の現状と将来を踏まえ、今後もハンセン病問題の啓発等に関する基本的方向やあり方等を検討する。

具体的には、県等の取組みに対してP D C A (plan-do-check-act) サイクルに基づく評価・検討を行い、必要に応じ提言を行っていく。

#### IV 参考資料

##### ■ 熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会設置要項

###### (名 称)

第1条 この委員会は、熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会（以下「委員会」という。）と称する。

###### (目 的)

第2条 委員会は、熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書の提言を受けて、本県が関係各界と連携して取り組むべき、ハンセン病問題の啓発等に関する基本的方向やあり方等を検討することを目的とする。

###### (協議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本県の取組状況に関すること
- (2) 県民への啓発意識の向上のための取組の検討に関すること
- (3) 各界（医療界、法曹界、マスコミ、宗教界等）の取組状況に関すること

###### (組 織)

第4条 委員会は、次の各号に該当する者のうちから、知事が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) ハンセン病療養所入所者等
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他

###### (委員)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によってこれを選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員会の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 委員がやむを得ない理由で出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該委員が指名する者が、当該委員に代わって委員会に出席し、議事に加わることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

1 この要項は、平成27年3月23日から施行する。

2 この要項の施行後、最初に任命される委員の任期は、第5条第1項の規定に関わらず、平成29年3月31日までとする。

■ 熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会委員一覧

氏名	所属	区分
内田 博文	九州大学名誉教授	学識経験者
遠藤 隆久	熊本学園大学教授 ハンセン病市民学会共同代表	学識経験者
小野 友道	熊本大学名誉教授 熊本機能病院顧問	学識経験者
志村 康	菊池恵楓園入所者自治会会长	ハンセン病 療養所入所者等
中 修一	国立療養所菊池恵楓園退所者 ひまわりの 会会长	ハンセン病 療養所入所者等
箕田 誠司	国立療養所菊池恵楓園園長	関係行政機関
徳永 憲治	教育庁人権同和教育課長	関係行政機関
新谷 良徳	健康福祉部健康局健康づくり推進課長	関係行政機関

(敬称略)

## ■ 啓発事業実施に係る参加者アンケートの概要

県が実施した啓発事業に参加した方々のアンケート結果の一部を御紹介します。

ハンセン病問題の理解不足への反省や、自らも行動し発信していくという決意、更に、啓発をさらに推進すべきという意見などをいただいている。

なお、個人が特定されないよう、記述内容に修正を加えているものもあります。

### ①菊池恵楓園訪問事業「菊池恵楓園で学ぶ旅」

- ・ 熊本で長年生活しているが、これまでにハンセン病について学ぶ機会が無かった。
- ・ ハンセン病について詳しく知り、学ぶことができて良かった。フィールドワークを通して、今も残る当時の様子を五感で感じることができ、大変貴重な体験だった。
- ・ ハンセン病について、いろいろな機会で学習することがあったが、もっと早く菊池恵楓園に来るべきだと思った。訪問することでハンセン病の偏見・差別について、より理解が深まると思った。
- ・ 実際に菊池恵楓園に来て、厚く高い壁を見て、初めて入所者の方々の辛さや寂しさが分かった。偏見・差別を無くすため、まず、子ども達や周囲の人達に正しいことを伝えようと思います。
- ・ 身近な場所で長年隔離が実際に行われていたことが信じられないように思えた。実際に菊池恵楓園を見ることは、書物や話を聞くこととは違い、心に響いた。
- ・ ハンセン病という言葉は知っていたが、菊池恵楓園やハンセン病の方の境遇は知らなかった。今回、多くのことを見聞きして学ぶことができた。
- ・ ハンセン病や菊池恵楓園について知らないことは、差別を生み出す原因の一つになるので、まずは正しく知り、知ったことを周りに広げていく勇気（責任）を持たなければならないと思う。
- ・ 学生時代に勉強していたので、ハンセン病については知っている、分かっているつもりだったが、実際に見学し、間違っていたと思わされた。社会交流会館でたくさんの写真や資料を目の当たりにして胸が押しつぶさ

れるように感じた。

- ・ 菊池恵楓園はハンセン病の施設と知っていた。ニュースで暗く悲しい場所だと思っていたのであまり行きたくないと思っていた。自分はこれまでひどいことをされた経験があるが、自分よりひどいことをされ続けた人が綺麗な絵を描いたり、歌を詠んでいたりしてすごいと思った。自分も生きがいを見つけたいと思った。
- ・ 菊池恵楓園内を見学中に「かえでの森こども園」の子ども達が遊んでいるのを見て、明るい未来を感じた。
- ・ ハンセン病や菊池恵楓園について正しく知る機会を増やす必要があると思った。学校ではハンセン病について学ぶ機会があるが、まだまだ少ないとと思う。子どもより大人の方が差別意識を持っていると思うので、子どもから大人に伝えてもらうという流れができると良いと思う。

## ②熊本県ハンセン病医療・福祉研修会

- ・ ハンセン病の歴史は概ね知っていたが、病気そのもの、後遺症への理解は不十分だったので、勉強になった。
- ・ 大学の講義で聞いたときは、違う視点で学ぶことができた。
- ・ 知らないことがたくさんあったが、ハンセン病の後遺症のケアが、他の疾患にも応用できることが分かり参考になった。
- ・ ハンセン病回復者の方に対する皮膚処置は、高齢の患者さんへのケアにも参考になったので、役立てたいと思った。
- ・ まさに今の訪問（看護）に役立つ内容だった。ステーションに情報を持ち帰り皆で情報共有したい。
- ・ 近くに住んでいながら、知らないことが多く参加できてよかったです。次回は医療関係者でない知り合いにも参加を勧めたい。
- ・ これからも研修会を続けて欲しい。もう少し時間に余裕があった方が良い。医療関係者が対象ということで申込みを躊躇したが、来年度は多くの人に参加してほしい。
- ・ 退所された方が社会で安心して暮らせるために長年の闘いがあったことを知り、胸が熱くなった。当事者の方の生の声を聞くことは何より大切だと思う。是非、研修会は続けてほしい。
- ・ ハンセン病回復者であり、社会復帰されている方のお話を聞くことは大変貴重だと思う。退所者の方への支援が急務であり、皆様高齢化している

ことを考えると、こういった機会がもっとたくさんあるとよいと思う。

- ・ 退所者の前向きなお話に元気と勇気をいただいた。歴史を知り、学ぶことは日々の介護の現場にも大いに役立つことと思う。
- ・ 生まれ育った地域の事ことであるのに、浅い知識しかなかった。「差別は夢・希望・命をも打ち碎く」という中さんのお話に、知らないことは罪深く、正しい知識を持つことが重要だと思った。
- ・ 少しの知識があるだけでも現場での対応の仕方は変わると思う。今後、20年、30年とハンセン病問題を伝えるためにこのような研修会はとても大事だと思った。

#### ③熊本県ハンセン病問題啓発フォーラム

- ・ 入所者の方等の生の声を聞き、本当に胸に響いた。これからもお話を聞く機会があったら是非聞きたい。
- ・ 小学生・中学生・大学生の発表が素晴らしい、今後につながるものだと感じた。
- ・ 小学生、中学生の発表は素直な気持ちが伝わってきて、将来、差別のない明るい社会が迎えられるような気がした。
- ・ 人権問題は単なる知識ではなく行動として取り組んでいく必要があると思った。
- ・ 高校生の取組の発表が無いことが問題だと感じた。もっと県全体で取り組むよう、県が主体的に取り組む必要があると感じた。
- ・ ハンセン病回復者の家族の方が差別を受けていることを初めて知った。
- ・ ハンセン病回復者・家族、当事者の話を直接聞けて良かった。

#### ④ハンセン病問題啓発パネル展

- ・ 熊本では水俣病に対しては理解や認知があると思うが、このハンセン病について理解や認知が進んでいないと思う。圧倒的に目にする機会が少ないため、今後もこのような取り組みを進めていくべきである。
- ・ ハンセン病のみではなく、様々な偏見・差別を感じます。未来づくりには1人1人が知る必要がある。二度と繰り返してはいけない過去を学びました。
- ・ 黒川温泉の事件はまだ最近のことです。これは、国・地方自治体の差別

への取り組みがほとんどなされていないことの証明に他なりません。もつと真剣な取り組みが必要です。

- ・ 他県より本県は学校・その他で啓発されていると思う。
- ・ 同僚の中には、ハンセン病についての知識が全く無い職員がいると思うので、もう一度自分なりに調べて同僚に伝えたいと思います。

## 平成30年度における県の取組について（健康づくり推進課）

事業名：菊池恵楓園訪問事業「菊池恵楓園で学ぶ旅」

実施目的：県民が菊池恵楓園を訪問し、施設見学やハンセン病の歴史を学ぶとともに、入所者との交流の機会を通してハンセン病問題に対する正しい理解を深める。

	平成29年度	平成30年度
対象	一般県民	同左
実施内容	<p>①菊池恵楓園内見学 監禁室、社会交流会館 等 ※ボランティアガイドの案内 120分程度。</p> <p>②入所者との交流 講話を聞いた後、質疑応答等の意見交換。 入所者の講話 30分 意見交換 30分</p>	<p><u>①啓発ビデオ視聴</u></p> <p>②菊池恵楓園内見学 内容は同左。</p> <p>③入所者との交流 内容は同左。</p> <p>入所者の講話 <u>60分</u> 意見交換 <u>60分</u></p>
その他	<p>実施日            ①平成29年 7月25日            ②平成29年10月12日</p> <p>場所            ①菊池恵楓園恵楓会館 他            ②同上</p> <p>参加者数            ①139人、②60人</p> <p>周知方法            • 県ホームページ掲載            • 県政記者クラブへの情報提供            • 教育庁担当課から教育機関への通知            • 健康づくり推進課から関係機関へ通知</p>	<p>実施予定日            ①平成30年7月24日（火）            ②平成30年8月21日（火）</p> <p>周知方法 同左</p>

事業名：熊本県ハンセン病医療・福祉研修会

実施目的：退所者が、園外の医療・介護施設をより利用しやすくなるための環境を構築するため、医療、看護及び介護分野の従事者・経営者等を対象として、ハンセン病の医学・看護・介護等に関する専門的な知識を普及する研修を行う。

	平成29年度	平成30年度
対象	医療、看護及び介護分野の従事者・経営者 等	医療、看護及び介護分野の従事者・経営者 <u>一般県民</u> 等
実施内容	14時開始 ①啓発ビデオ視聴（15分） ②社会交流会館見学（30分） ③ハンセン病の成因と後遺症に関する講義（30分） ④ハンセン病回復者に対する介護に関する講義（30分） ⑤退所者の講話（30分） 16時半終了	10時開始 ①啓発ビデオ視聴（30分） ②菊池恵楓園及び社会交流会館見学（90分） ③ハンセン病の成因と後遺症に関する講義（45分） ④ハンセン病回復者に対する介護に関する講義（45分） ⑤退所者の講話（60分） 16時終了
その他	実施日 平成30年3月3日（土）  場所 社会交流会館研修ホール  参加者数 49人（うち医療11名、福祉24名、一般14名医療人。）  周知方法 ・県ホームページ掲載 ・県政記者クラブへの情報提供 ・健康づくり推進課から関係機関へ通知	実施予定日 <u>平成30年10月頃</u> ※平成29年度参加者アンケートに早い時期の開催希望あり。 場所 社会交流会館研修ホール（予定）

事業名：熊本県ハンセン病問題啓発フォーラム

実施目的：広く県民を対象として、ハンセン病に対する差別と偏見を解消し、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発を図る。

	平成28年度	平成30年度
対象	一般県民	同左
実施内容	<p>内容</p> <p>①小中学校及び大学でのハンセン病問題啓発への取組状況の発表</p> <p>②ハンセン病元患者と家族によるリレートーク</p> <p>③シンガーソングライターによる歌の弾き語り</p>	<p>内容</p> <p>①小中学校及び大学でのハンセン病問題啓発への取組状況の発表</p> <p><u>②【講演】退所者の支援について (大阪府済生会ハンセン病回復者支援センター)</u></p> <p><u>③退所者、入所者、関係者によるリレートーク</u></p>
その他	<p>実施日：平成28年11月20日</p> <p>場所：ホテル熊本テルサ</p> <p>参加数：約150名</p> <p>周知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県ホームページ掲載</li> <li>・県政記者クラブへの情報提供</li> <li>・健康づくり推進課から関係機関へ通知</li> </ul>	<p>実施日：平成30年11月頃</p> <p>場所：未定</p> <p>周知方法 同左</p>

事業名：ハンセン病問題啓発パネル展

実施目的：多くの県民が利用する施設等において、ハンセン病問題の啓発パネル等を展示し、ハンセン病に対する差別・偏見を解消する。

	平成29年度	平成30年度
対象	一般県民	同左
実施内容	<p>①県民交流館パレアでの展示 14枚のパネルによるハンセン病問題の普及啓発及びハンセン病問題啓発リーフレット等の配付。 アンケート調査実施。</p> <p>②県庁地下展示スペースでの展示 5枚の啓発パネル展示及び入所者の生活用品・プロミン・宿泊拒否事件の際の励ましの手紙や差別する手紙の展示。</p>	<p>①パレアでの展示は申込んだが落選。 このため、熊本市に展示場所の提供を依頼したところ、熊本市主催でハンセン病問題啓発パネル展実施を実施することとなつた。パネルは社会交流会館が貸与。</p> <p>②県庁地下展示スペースでの展示 5枚の啓発パネル展示及び入所者の生活用品・プロミン・宿泊拒否事件の際の励ましの手紙や差別する手紙の展示。</p>
その他	<p>実施期間 ①平成29年7月3日 ～7月18日</p> <p>②平成30年1月5日 ～1月31日</p>	<p>実施時期 ①平成30年6月18日 ～6月26日</p> <p>②平成31年2月12日 ～3月1日</p>

事業名：ハンセン病問題普及啓発リーフレットの作成

実施目的：ハンセン病問題を広く周知啓発するため、啓発資材を作成する。

	平成29年度	平成30年度
対象	一般県民	同左
実施内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・作成部数：45,000部</li><li>・ハンセン病問題啓発リーフレット「ハンセン病を正しく理解しましょう」を作成し、市町村・公立及び私立高等学校（1年生全員分）等に配布。</li><li>・入所者数や平均年齢等を時点修正。</li><li>・熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会の意見を受け、社会交流会館に関する記載を追加。</li><li>・表紙の絵画を変更。絵画は菊池恵楓園入所者が製作したもの。</li><li>・県ホームページに掲載。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・作成部数：45,000部</li><li>・ハンセン病問題啓発リーフレット「ハンセン病を正しく理解しましょう」を作成し、市町村・公立及び私立高等学校（1年生全員分）等に配布。</li><li>・入所者数や平均年齢等を時点修正。</li><li>・</li><li>・表紙の絵画を変更。絵画は菊池恵楓園入所者が製作したもの。</li><li>・県ホームページに掲載。</li></ul>
その他		



## 平成 30 年度における県の取組について（人権同和教育課）

事 業 名：平成 30 年度若手教職員のための菊池恵楓園現地研修

実施目的：菊池恵楓園での現地研修を通して、ハンセン病回復者等の人権についての基本的認識を深め、人権教育の推進に向けた資質の向上及び実践的指導力を高める。

	平成 29 年度	平成 30 年度
対象	<p>① 県内の公立小・中・義務教育学校・八代市立八代支援学校及び私立学校を含む若手教職員を中心とした約 180 名（県立学校は平成 27 年度に全校参加済み）。</p>	<p>① 県内の公立小・中・義務教育学校、高等学校・特別支援学校の若手教職員を中心とした約 120 名（熊本市立を除く）。</p>
実 施 内 容	<p>① フィールドワーク 菊池恵楓園内施設及び社会交流会館 ※ ボランティアガイドの案内（120 分）</p> <p>② 講話 講師 入所者自治会（60 分） 質疑及び意見交換等（15 分）</p>	<p>① フィールドワーク 菊池恵楓園内施設及び社会交流会館 ※ ボランティアガイドの案内（120 分）</p> <p>② 講話 講師 入所者自治会（60 分） 質疑及び意見交換等（15 分）</p> <p>③ 班別協議 「各学校におけるハンセン病回復者等の人権についての学習及び研修の取組状況について」（60 分）</p>
その他の	<p>① 実施日 平成 29 年 6 月 20 日（火）</p> <p>② 実施時間 10 時～15 時</p> <p>③ 平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間で、熊本市を除く公立小・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校すべての学校からの参加で実施。 平成 28・29 年度は私立学校からも参加。</p> <p>④ 主に、教職 10 年経験程度までの教職員を対象として実施。</p> <p>⑤ 研修参加者には、事前学習として「ハンセン病問題啓発 DVD」の視聴を課すとともに、研修終了後は各学校での伝達研修を義務付け。</p>	<p>① 実施予定日 平成 30 年 8 月 23 日（木）</p> <p>② 実施時間 10 時～16 時</p> <p>③ 平成 30 年度から 4 年間で熊本市を除く公立小・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校すべての学校からの参加を予定。</p> <p>④ ⑤については、同左。</p>

事業名：各学校におけるハンセン病回復者等の人権に関する研修の推進

実施目的：人権の意義・重要性や「ハンセン病回復者等の人権」に係る教職員の基本的認識を深めるとともに、実践的指導力を高める。

	平成29年度	平成30年度
対象	教職員	同左
実施内容	<p>① 各学校の実態に応じた校内研修教材を提供し、研修の実施を依頼。</p> <p>② 新規採用者等の視聴していない者に対しては「ハンセン病問題啓発DVD」の視聴による研修を依頼。</p> <p>③ 「若手教職員のための菊池恵楓園現地研修」の参加者には視聴覚機器を活用した研修教材等を作成した上での校内研修の実施を依頼。</p>	同左
その他	<p>① 実施日 各学校の計画日に実施。</p> <p>② 周知 研修教材は、通知及びHP上で周知。</p>	同左

事業名：学校教育及び社会教育における人権教育に関する研修会

実施目的：学校教育及び社会教育において、「ハンセン病回復者等の人権」をはじめとする様々な人権問題について、人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、人権教育を推進するための指導力の向上を図る。

	平成29年度	平成30年度
対象	教職員、PTA、社会教育主事、社会教育指導員等	同左
実施内容	① 「ハンセン病回復者等の人権」をはじめとする様々な人権問題の研修講話を実施。 ② 「人権教育・啓発リーフレット」を各種研修会で配付し、ハンセン病問題が本県の重要な人権課題であることを周知。	同左
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施月及び研修等               <ul style="list-style-type: none"> <li>・4、5、7、11月 県立・公立学校新規採用教員、実習講師、行政職員研修</li> <li>・7月 3年目行政職員研修</li> <li>・4、5、7、11、3月 県内大学教育実習前指導講話、教職実践演習</li> <li>・5、9月 県立・公立学校5年経験者研修</li> <li>・6、8月 県立・公立学校新任管理職研修</li> <li>・11月 公立幼稚園新規採用教員・保育士研修</li> <li>・6月 公立幼稚園等中堅教諭等資質向上研修</li> <li>・6月 親の学びプログラムトレーナー研修</li> <li>・9月 PTA等リーダー研修 11月 スポーツ振興事業団職員研修</li> <li>・7、1月 市町村教職員（人権教育指導者）研修</li> <li>・8、10月社会教育主事等研修</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施月及び研修等               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 研修については同左</li> <li>※ 実施月については、主催者からの依頼による。</li> </ul> </li> </ul>



## 熊本県ハシセン病問題啓発推進委員会（当面のスケジュール）

### 資料 3

第8回 (H30.6.18)	第9回 (31.3)	第10回 (H31.6)	第11回 (H32.2)
1 中間報告書			
2 H30年度の県の取組み 既存事業のPDCA（計画）	1 H30年度の県の取組み 既存事業のPDCA（実績）	1 H31年度の県の取組み 既存事業のPDCA（計画）	1 H31年度の県の取組み 既存事業のPDCA（実績）
3 今後の更なる啓発推進に向けて 第7回の意見等の確認	2 報告書作成に向けた議論	2 報告書（案）	2 報告書（案）
(1) 現状（実態） (2) 現在の啓発事業の改善点 (3) 今後の啓発の方向性 (4) 今后の委員会の在り方	(1) 課題 ○・・・・ ○・・・・	(1) 課題 ○・・・・ ○・・・・	(1) 課題 ○・・・・ ○・・・・
	(2) 啓発の基本的方向性 ○ 県の取組み ○ 各界の取組み ○ 県民の啓発意識の向上	(2) 啓発の基本的方向性 ○ 県の取組み ○ 各界の取組み ○ 県民の啓発意識の向上	(2) 啓発の基本的方向性 ○ 県の取組み ○ 各界の取組み ○ 県民の啓発意識の向上
	課題の洗い出し (委員の意見) … …		
			次回以降に検討 を進める課題を 整理
			議論の深化 ・とりまとめ
			議論の整理 ・とりまとめ
			報告書の とりまとめ



## 第7回委員会における主な意見

### 1 現状（実態）

- 今は3人（志村会長、太田副会長、杉野さん）で啓発の講演に対応しているため、実は、半分以上、毎日2～3件は講演依頼を断っている。もったいない話だがこれが実態。
- 県の「菊池恵楓園で学ぶ旅」では、その目的に「入所者との交流の機会を通じて」とあるが、こういう企画を作つても、今後、入所の人と交流することが不可能となるのが1年、2年先に見えており、事業継続が危うい時期に来ている。
- ボランティアガイドは、登録者は多くいるが活動できる人は非常に少ない。入所の方との交流も難しくなるなか、ボランティアガイドがそれをフォローできるかというと、それもなかなかできないという状況。

### 2 現在の啓発事業の改善点

- 啓発では、入所者の話があるのとないのではかなり違う。やはり入所の方の話とセットじゃないと駄目。
- ハンセン病問題啓発パネル展も結構だが、絵画作品が850点あるので、県主催で年1回程度、作品展示をしていただきたい。
- 「菊池野」も絵画の展示会と一緒に展示すれば関心も深まる。
- 大阪府は、コーディネーターがきちんと啓発をコーディネートしている。一度、大阪府の回復者支援センターに来ていただく機会を作つてほしい。
- 退所の方や入所の方と接点を持つ職種の方々に対して、ピンポイントの啓発を充実していくことも非常に重要。そのことが、退所の方々が社会の中で生活し続けられる、入所の方々が非常に社会化していく条件づくりの一つになる。
- 医者を含めた医療関係者をピンポイントで啓発する必要がある。
- 今一番取り組んでいるのは、社会交流会館歴史資料館の増設整備計画。菊池医療刑務所の問題も、法務省、厚労省と打ち合わせて、校門近くに記念碑を建立する。今年は、今の刑務所の独房の移設問題について解決を図りたい。これを大きく啓発に活用したい。

### 3 今後の啓発の方向性

- 差別には2つの側面がある。①個人的な問題・被害という面と、②その差別が連鎖して、他の課題に影響が広がるという面（差別が差別を生む現象）があり、これをきちんと啓発してことが必要。
- 語り部不足とボランティアガイド不足が同時にやってくる。啓発の実行部隊が1～2年先にいなくなる問題をどうクリアするのか。実行部隊の養成と、そのための体制づくりが大事。
- 菊池恵楓園を正しく理解するには、過去から現在、未来というのを整理して県民や各界に理解してもらう必要がある。現在は、入所者が高齢化し、将来、入所者の方がいなくなったときにどうするのか、という問題があることを周知する必要がある。
- 語り部の問題は、かつて原爆でも同じ問題があった。広島と長崎は、当事者がいなくなっても語り部を養成し続けるシステムを作っており、それを学ぶ必要がある。
- HIVでも、国が当事者一人一人のビデオを作る予算を付けてビデオを作成した。県レベルで可能か分からぬが、何らかの工夫が必要。
- 語り部のビデオを作るのは大変いいこと。やるなら急がないといけない。
- 当事者から話を聞けない時代に入ったときに、この恵楓園から何を学んだらいののかを考えないといけない。例えば、ここで人権を侵害された歴史を学ぶだけではなく、それに対して、自治会という形でずっと戦ってきた歴史を学ぶ。
- 2016年6月28日現在で1,203人が入所されていない方。全国の療養所では1,473人の方が暮らしている。いずれこの人数は逆転する。要するに、もうハンセン病問題は入所者の問題ではなくない。そして、入所されていない方たちは放っとくと、また療養所に入ってこざるを得ない。退所者の方たちが社会の中で療養所に入らずに治療を受けられる環境をどうやって作るか。
- 本当に退所者の方が多くなる現状がもう目の前に来ている。だから、ハンセン病問題というのは、基本的には療養所の問題という視点から、だんだんそうでない視点へ、県庁の課題もそういうところまで広げないと、この問題の射程は收まりがつかない。

#### 4 今後の委員会の在り方

- 統合的に大きな全体像としてどうやつたらいいのか、きちんとコーディネートする必要がある。
- 推進委員会では、全体的にそれぞれの企画について、こういう問題があるとか、どうしたらしいのかと広く提言する活動を行う必要がある。それがこの会議の大きな役割だと思う。
- 今は、自分はハンセン病ではないという視点でしか研修できていない。逆に自分がそういう立場になつたらいい何ができるだろうか。そういう研修プログラムにすれば、成果もすごく違うのでは。この委員会で工夫を出し合えば、研修プログラム自体が良いものになる。
- 県の取組みは、基本的に自治会の方の講話と見学が核になっている。それを維持・継続していくための議論が必要。
- 県民・各界に、現状では自治会の運動が難しくなっている状況を正しく理解してもらい、自治会運動に支援いただくこともこの委員会の仕事の一つ。
- (菊池恵楓園は) ハンセン病問題だけを学ぶ場所ではなく、ハンセン病問題から何かを学ぶ場所としての人権問題の場所でもあるはず。過去だけから学ぶのではなく、現在から学び、将来にも学ぶという学び方の基本的なことについて、この組織で、きちんと議論していい成果物を生めるとよい。

